

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	446号		国自総第	446号
	国自旅第	161号		国自旅第	161号
	国自整第	149号		国自整第	149号
	平成14年	1月30日		平成14年	1月30日
一部改正	国自総第	120号	一部改正	国自総第	120号
	国自旅第	46号		国自旅第	46号
	国自整第	47号		国自整第	47号
	平成14年	6月28日		平成14年	6月28日
一部改正	国自総第	286号	一部改正	国自総第	286号
	国自旅第	132号		国自旅第	132号
	国自整第	114号		国自整第	114号
	平成14年	10月1日		平成14年	10月1日
一部改正	国自総第	540号	一部改正	国自総第	540号
	国自旅第	243号		国自旅第	243号
	国自整第	226号		国自整第	226号
	平成15年	3月31日		平成15年	3月31日
一部改正	国自総第	553号	一部改正	国自総第	553号
	国自旅第	263号		国自旅第	263号
	国自整第	186号		国自整第	186号
	平成16年	3月29日		平成16年	3月29日
一部改正	国自総第	392号	一部改正	国自総第	392号
	国自旅第	185号		国自旅第	185号
	国自整第	83号		国自整第	83号
	平成17年	12月5日		平成17年	12月5日
一部改正	国自総第	329号	一部改正	国自総第	329号
	国自旅第	187号		国自旅第	187号
	国自整第	95号		国自整第	95号
	平成18年	9月29日		平成18年	9月29日
一部改正	国自総第	587号	一部改正	国自総第	587号
	国自旅第	328号		国自旅第	328号
	国自整第	179号		国自整第	179号
	平成19年	3月30日		平成19年	3月30日
一部改正	国自安第	29号	一部改正	国自安第	29号
	国自旅第	82号		国自旅第	82号
	国自整第	42号		国自整第	42号

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日
 一部改正 国自安第 170号
国自旅第 246号
国自整第 145号
 平成23年 3月31日

平成20年 6月11日
 一部改正 国自安第 54号
 国自旅第 120号
 国自整第 47号
 平成20年 9月28日
 一部改正 国自安第 117号
 国自旅第 194号
 国自整第 91号
 平成21年11月20日
 一部改正 国自安第 6号
 国自旅第 8号
 国自整第 6号
 平成22年 4月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車交通部長 殿
 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長
 自動車交通局旅客課長
 自動車交通局技術安全部整備課長

自動車交通局安全政策課長
 自動車交通局旅客課長
 自動車交通局技術安全部整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去累次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去累次の通達で周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、これらの諸点に留意し、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第2条の2 ～ 第22条 (略)

第24条 点呼等

(1) (略)

① ～ ④ (略)

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第3項）

①～② (略)

③ 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）、又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

④～⑤ (略)

⑥ 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(3) (略)

第25条 ～ 第68条 (略)

附 則（平成21年9月28日付け国自安第54号、国自旅第120号、国自整第47号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第117号、国自旅第194号、国自整第91号）

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

第2条の2 ～ 第22条 (略)

第24条 点呼等

(1) (略)

① ～ ④ (略)

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第3項）

①～② (略)

③ 「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）、又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

④～⑤ (略)

⑥ 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(3) (略)

第25条 ～ 第68条 (略)

附 則（平成21年9月28日付け国自安第54号、国自旅第120号、国自整第47号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第117号、国自旅第194号、国自整第91号）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第6号、国自旅第8号、国自整第6号）

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第24条に（2）を加える改正規定、同条（3）①ホ. 及び②の改正規定並びに第48条の2の改正規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け国自安第170号、国自旅第246号、国自整第145号）

改正後の通達は、平成23年5月1日から施行する。

別添 （略）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第6号、国自旅第8号、国自整第6号）

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第24条に（2）を加える改正規定、同条（3）①ホ. 及び②の改正規定並びに第48条の2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

別添 （略）